

# 行政手続のエンドツーエンドでの デジタル完結に向けた取組について

2023年（令和5年）3月28日

# 行政手続のデジタル完結に向けた対応について

## 【現状・課題】

- 年間手続件数 1 万件以上の手続について、オンライン化済みの手続の割合は、**申請等で53.9%、申請等に基づく処分通知等で17.0%**（令和 3 年 3 月現在）。
- エンドツーエンドでのデジタル完結の実現に向けては、**申請等におけるオンライン化の取組とともに、処分通知等のオンライン化の取組を加速化することが必要。**

### 【一括見直しプランの記載】

(2) 書面・対面の行政手続における書面による交付・通知の見直し  
経済界要望等の多くを占める書面・対面の行政手続について、デジタル原則への適合に向けて、ルール・慣行の見直し、業務のDX、システム整備の一体的な取組を推進する。特に、エンドツーエンドでのデジタル完結を目指す観点から、申請等について、令和 7 年までに原則オンライン化する方針に加え、書面による交付・通知を行う手続の見直しも併せて推進する。

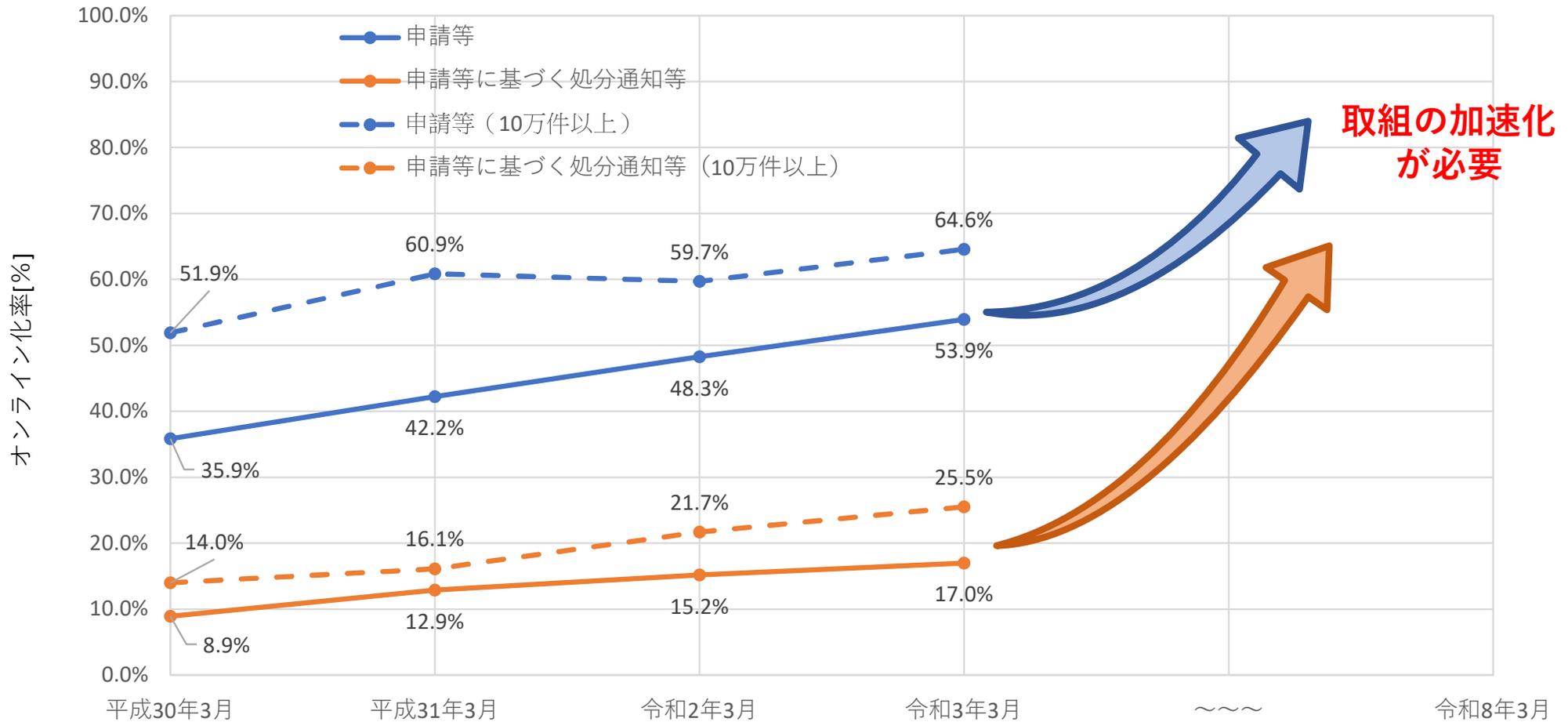
## 【今後の対応（案）】

- 上記の状況等を踏まえ、各府省における行政手続のデジタル完結に向けた取組について、**横断的な調査・点検等を実施。**
- 具体的には、年間 1 万件以上の申請手続等（約1,300手続）と、これに基づく処分通知等について、令和 7 年度までにエンドツーエンドでのデジタル完結を目指す取組を各府省に要請するとともに、対応が困難なものについては課題を整理・分析。
- 各府省の取組方針について、年央までに取りまとめ、デジタル臨調として公表するとともに、システム整備計画等にも反映し、取組を推進。

# 申請等、処分通知等のオンライン化の状況

## ○行政手続（1万件以上）のオンライン化の状況

オンライン化済み手続数の割合の推移



（出典）各年度行政手続等の棚卸調査

# 申請等の手続数(条項数)と年間手続件数の関係

- 手続件数ベースでは、年間1万件以上の手続(横断的調査の対象)で、全体の99%超。
- 特に10万件以上の約400手続について、システム整備の観点からも重点的に取組を推進。

## 申請等に係る手続数、年間手続件数の状況

年間手続件数	手続数(条項数)	総手続件数(推計値含む)	
10万件以上	<b>429手続</b> 例：輸入申告、不動産登記の登記事項証明書の交付請求、児童手当の認定の請求、等	1,409,287,067件	} 全件数の 99.5%
1万件以上 10万件未満	<b>732手続</b> 例：医薬品店舗販売業の許可申請、無線局免許申請、労働安全衛生法に基づく免許証の申請、等	25,035,052件	
1万件未満	<b>11,274手続</b> 例：汚染土壌処理業の許可申請、戦没者遺族の弔慰金請求、等	6,705,128件	
0件、不明	<b>12,476手続</b>	—	
<b>合計</b>	<b>24,911手続</b>	1,441,027,247件	

# 行政手続のデジタル完結に向けた横断的調査について

## エンドツーエンドでのデジタル完結のイメージ



※国民の接点となる申請・通知等の手続をオンライン化するとともに、行政内部の手続もデジタル化

### 【主な調査項目】

#### (申請等)

- ・オンライン申請の状況（可否）
- ・オンライン化実施時期 ※1
- ・実施の方法（使用システム等） ※2
- ・手数料等のオンライン納付の状況 等

#### (処分通知等)

- ・オンライン通知の状況（可否）
- ・オンライン化実施時期 ※1
- ・実施の方法（使用システム等） ※2  
等

※1 **令和7年度までにエンドツーエンドでのデジタル完結を目指す**取組を要請。

※2 システムの整備等が必要なものについては、システムごとのプロジェクト計画書に盛り込み、**政府情報システムのプロジェクト監理と一体的に取組を推進**。

# デジタル完結に向けた取組の調査・点検を行う際の方針

## ①申請手続等のオンライン化について

- 調査・点検の対象は、年間手続件数 **1万件以上の申請手続等**とする。  
※1万件未満のものであっても、複数の経済界要望等のある手続や、オンライン化方針に関する過去の調査において、新たなシステム整備を予定している手続についても調査・点検の対象とする。
- 申請手続等については、これまで令和7年までのオンライン化を求めているところ、現状を把握するとともに、**必要に応じた前倒しを含め、今後の方針を検討・確認**。  
※具体的なオンライン化の方法については、既存の情報システムの利用を第一に検討し、費用対効果等の観点からシステム整備等が適当ではない場合には、簡易ウェブサイトや電子メールによる方法等を検討する。

## ②処分通知等のオンライン化について

- 申請手続等に基づく処分通知等について、効率的なシステム整備やBPRの観点から、**申請手続等のオンライン化と合わせて対応の検討**を要請。
- 各府省、地方自治体等における**取組の加速化に向けて、実務上の参考となるガイドライン**（「**処分通知等のデジタル化に関する基本的な考え方**」）を年度内を目途に**別途提示**。
- 先行事例の横展開等による**対応が困難なものについては、課題の整理・分析**を行い、**デジタル庁としての支援方策等**を検討。

## ③手数料等のオンライン納付について

- 手数料等の納付については、**デジタル庁において、クレジットカード決済等の共通機能を提供する方針**を踏まえ、各府省においてオンライン納付の導入を検討。

# (参考1) 調査・点検の対象手続の例

## ○年間10万件以上の手続の例

手続名	根拠法令名	年間手続件数
<b>国民等向け手続</b>		
本人等による住民票の写し等の交付請求	住民基本台帳法	61,745,307
国勢調査	統計法	55,830,154
戸籍謄抄本（記録事項証明書）の交付請求	戸籍法	38,696,793
申告特例通知書の送付の求め（道府県民税）	地方税法附則	10,000,000
児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出	児童手当法施行規則	9,413,606
失業認定申告書	雇用保険法施行規則	8,437,915
<b>事業者向け手続</b>		
健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/70歳以上被用者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届	厚生年金保険法施行規則	66,620,544
移動報告	使用済自動車の再資源化等に関する法律	43,226,737
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/70歳以上被用者算定基礎届	厚生年金保険法施行規則	41,854,632
居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金についての所得税徴収高計算書	所得税法	23,073,107
情報管理センターに委託して行う資金管理法人の使用に係る電子計算機への送信	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則	8,463,900
雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則	7,636,802
<b>国民等・事業者双方向け手続</b>		
不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	不動産登記法	169,887,467
納入者からの納入告知書等の受領	日本銀行国庫金取扱規程	129,680,000
電子証明書の有効性の確認の請求	商業登記法	91,952,260
輸入申告（輸入許可前貨物引取り承認の申請を含む）	関税法	69,655,362
納付手続	国税通則法	44,579,506
商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	商業登記法	39,856,235

## ○年間1万件以上10万件未満の手続の例

手続名	根拠法令名	年間手続件数
<b>国民等向け手続</b>		
一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続	雇用保険法施行規則	93,545
監理技術者資格者証の有効期間の更新申請	建設業法	91,000
公共職業訓練等を受講する場合における届出	雇用保険法施行規則	89,645
戸籍の届出（訂正・更正）	戸籍法	87,049
定年退職等に係る受給延長期間の申出	雇用保険法施行規則	86,911
戸籍の届出（婚氏統稱）	民法	85,806
<b>事業者向け手続</b>		
共済契約者の退職者の届出	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則	93,997
建設工事受注動態統計調査	建設工事統計調査規則	93,440
源泉所得税の誤納額還付請求	国税通則法施行令	91,112
法人企業統計調査季報	統計法	90,267
医療保護入院者の病状の報告	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	87,924
概算保険料の申告（有期）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	85,571
<b>国民等・事業者双方向け手続</b>		
引取りに係る課税貨物についての納期限の延長申請	消費税法	97,848
積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告並びに入港届及び船用用品目録の提出（外国貿易船）	関税法	95,448
消費税簡易課税制度選択届出書	消費税法	93,112
外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請	関税法	91,072
確定申告税額の延納届出	所得税法	90,000
飼養衛生管理基準の定期的報告	家畜伝染病予防法	88,973

（出典）令和2年度行政手続等の棚卸調査

## (参考2) デジタル完結に向けた先行的な取組①

項番	手続名	根拠法令	所管府省	取組概要（※）	
1	保険募集人の登録申請手続	保険業法第277条等	金融庁	①：実施済 ②：実施済 ③：実施済	保険募集人の登録手続について、添付書類を含め電子媒体での提出を可能とするほか、登録免許税・手数料の納付も電子化対応を進め、令和4年度末までに登録手続を完全デジタル化する。
2	防火管理講習に係る手続	消防法施行令第3条第1項第1号イ等	総務省	①：令和6年6月までに実施予定 ②：令和6年6月までに実施予定 ③：令和6年6月までに実施予定	防火管理講習について、現在、一部で受講申込、受講料の納付、講習受講（実技除く）がオンライン化されているところ。令和6年6月を目途に修了証の発行プロセスを含む、当該講習に係る手続のデジタル完結を推進する。
3	農林水産省所管法令に基づく各種手続	農業経営基盤強化促進法第12条等	農林水産省	①：実施済 ②：実施済 ③：令和5年度から実施予定	農林水産省が所管する3,000を超える行政手続について、オンラインによる申請等を受け付ける農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を整備し、順次オンライン化を図る。申請等の際に手数料を求めている手続について、令和4年度に歳入金電子納付システム（REPS）との連携を完了し、令和5年度から順次オンラインによる納付を可能とする。
4	無人航空機（ドローン）に係る機体登録等の手続	航空法第132条の4等	国土交通省	①：実施済 ②：実施済 ③：実施済	ドローン情報基盤システムを運用しており、登録等の申請、本人確認（マイナンバーカード等を利用）、手数料納付（インターネットバンキング等による）、申請結果の通知についてオンラインによる実施が可能。
5	特許証、実用新案登録証等の交付等の手続	特許法第28条、実用新案法第50条等	経済産業省	①：実施済 ②：令和5年度までに実施予定 ③：実施済	年間の発送件数が多く、ユーザーからのデジタル対応の要望が高い特許証、実用新案登録証、意匠登録証、商標登録証等の交付等の手続を対象として、令和4～5年度にオンライン発送を可能とするためのシステムを整備する。

※ ①…申請手続等のオンライン化  
②…処分通知等のオンライン化  
③…手数料等のオンライン納付

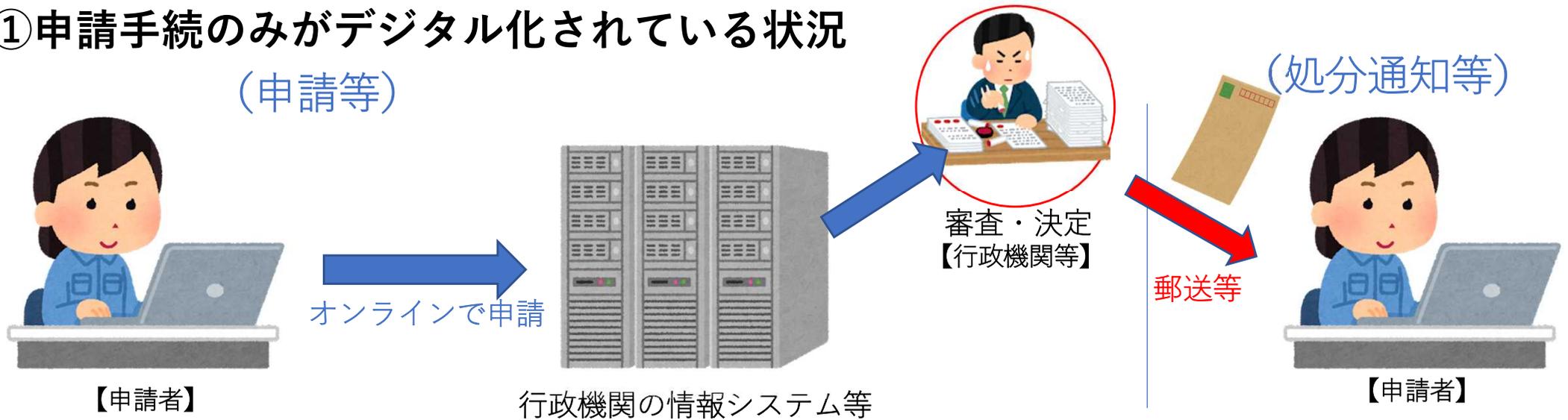
## (参考2) デジタル完結に向けた先行的な取組②

項番	手続名	根拠法令	所管府省	取組概要 (※)	
6	犬猫のマイクロチップ装着に係る情報登録	動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第1項等	環境省	①：実施済 ②：実施済 ③：実施済	犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録電子システムを新たに整備し、令和4年6月から、オンラインによる申請等及び登録証明書の交付を可能とする。
7	在留資格認定証明書の交付の手続	出入国管理及び難民認定法第7条の2第1項等	法務省	①：実施済 ②：実施済	在留資格認定証明書について、令和5年3月17日から電子メールによる交付を開始。
8	高等学校等就学支援金の受給資格認定等に係る手続	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条等	文部科学省	①：実施済 ②：今後実施予定	従来から、オンラインによる申請等を実施しているが、就学支援金の支給額の早期確定・支給や学校関係者等の事務負担軽減を推進するため、マイナポータルと連携した保護者等の所得情報の確認を令和4年度に実装。
9	中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者等の認定手続	中小企業信用保険法第2条第5項、第6項	経済産業省	①：令和5年度の手続から実施予定 ②：令和5年度の手続から実施予定	保証制度の利用のための特定中小企業者等の認定に係る一連の手続について、令和4年度にオンライン申請受付・審査・結果通知機能を有するプラットフォームを整備し、順次オンラインによる申請の実現を図る。

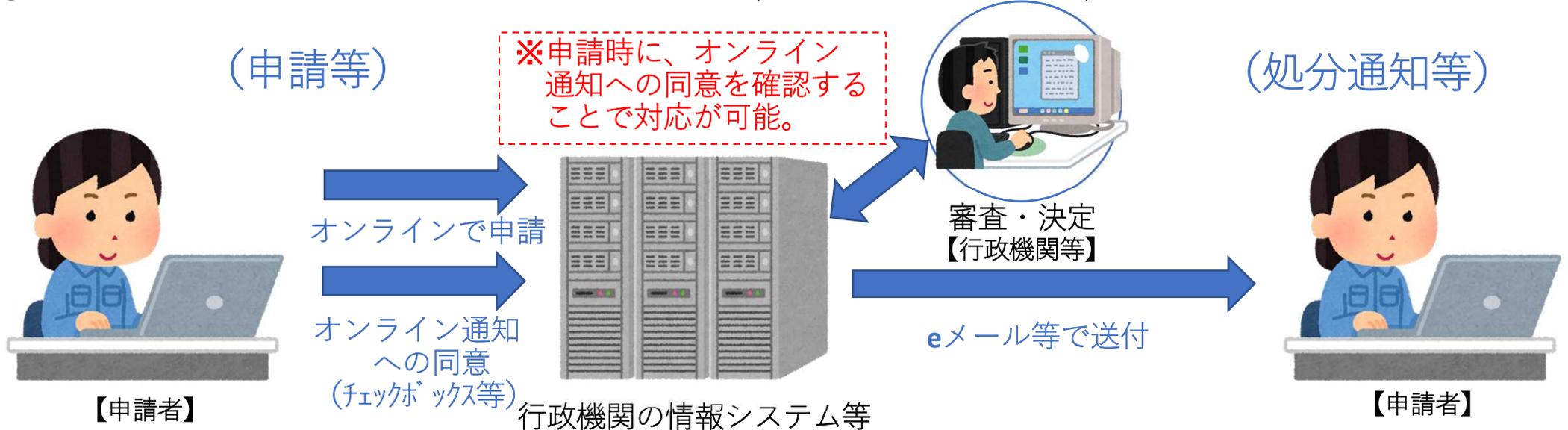
※ ①…申請手続等のオンライン化  
②…処分通知等のオンライン化  
③…手数料等のオンライン納付

# (参考3) デジタル完結のイメージ①

## ① 申請手続きのみがデジタル化されている状況 (申請等)

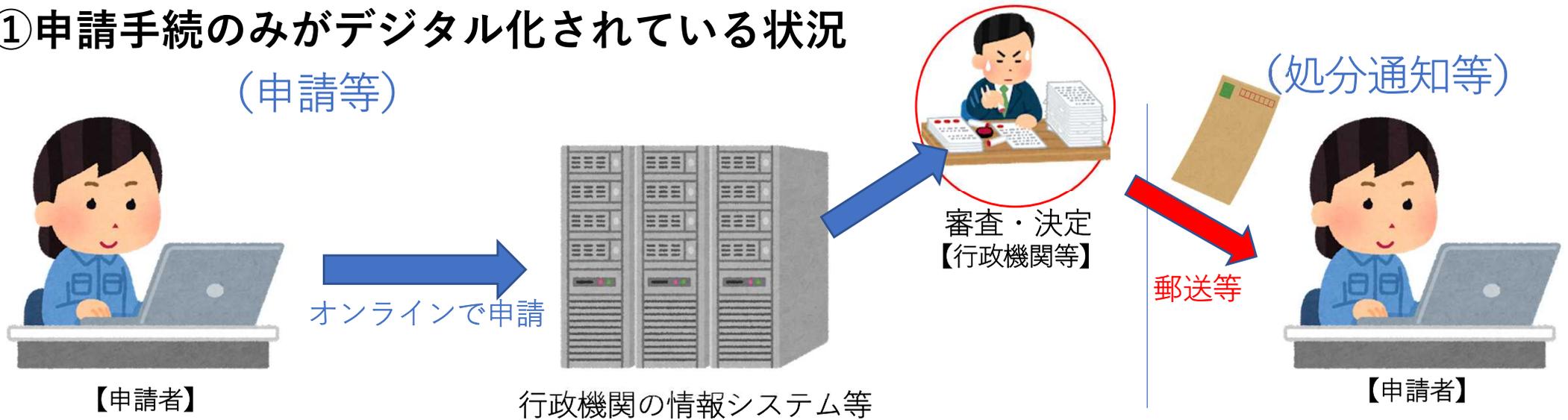


## ② エンドツーエンドでのデジタル完結 (eメールでの送付)



## (参考3) デジタル完結のイメージ②

### ① 申請手続きのみがデジタル化されている状況 (申請等)



### ② エンドツーエンドでのデジタル完結 (オンラインストレージの利用)

